

## 2 住所の変更により必要となる手続き等

合併によって住所表示が変更になります。公的機関などへの変更手続き(届出)は、ほとんど必要ありませんが、内容によって手続き(届出)が必要になる場合があります。市民の皆様に関係の深いものを中心にお知らせします。

### ●市役所関係の主な手続き

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
1 戸籍・住民票		不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁市民部市民課 ☎ 23-1112
2 印鑑登録証	登録証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 [旧野尻町のカードをお持ちの方] 現在お持ちのカードは使用できません。 合併後、証明が必要になり来庁された際に、新しい登録証と交換します。	須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
3 住民基本台帳カード	カードをお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。 [旧小林市のカードをお持ちの方] カードをご持参の際、「大字」を削除した住所を裏書きします。 [旧野尻町のカードをお持ちの方] カードは使用できません。 有効期限を過ぎない間に持参いただければ、新市のカードを再発行いたします。	本庁市民部市民課 ☎ 23-1112 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
4 外国人登録証明書	登録をしている方	不要	合併後、他の申請等のため来庁された際に、住所表示変更の内容を裏面に記載します。	
5 国民健康保険被保険者証 (退職被保険者を含む)	被保険者証等をお持ちの方	不要	小林市の方は住所変更の手続きは必要ありません。 旧野尻町の方が現在お持ちの被保険者証・受給者証・認定証・受療者証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の被保険者証・受給者証・認定証・受療者証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい被保険者証・受給者証・認定証・受療者証をご使用ください。 ※なお、あん摩、はり、きゅう受療者証につきましては、新しい被保険者証が届きましたらお手続きください。	本庁福祉保健部 ほけん課 ☎ 23-0116 須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
6 国民健康保険 高齢受給者証				
7 国民健康保険限度額適用 ・標準負担額減額認定証				
8 国民健康保険標準負担額 減額認定証				
9 国民健康保険特定疾病療 養受療者証				
10 国民健康保険あん摩、 はり、きゅう受療者証				
11 後期高齢者医療被保険者 証(退職被保険者を含む)	被保険者証等をお持ちの方	不要	小林市、旧野尻町の方が現在お持ちの被保険者証・認定証・受療者証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の被保険者証・認定証・受療者証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい被保険者証・認定証・受療者証をご使用ください。 ※なお、あん摩、はり、きゅう受療者証につきましては、新しい被保険者証が届きましたらお手続きください。	野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
12 後期高齢者医療限度額適 用・標準負担額減額認定 証				
13 後期高齢者医療特定疾病 療養受療者証				
14 後期高齢者医療あん摩、 はり、きゅう受療者証				

項目		該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
15	障がい福祉サービス受給者証	受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。次回の更新時に変更します。旧野尻町の方が現在お持ちの受給者証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の受給者証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい受給者証をご使用ください。	
16	身体障害者手帳	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁福祉保健部福祉課 ☎ 23-0111
17	療育手帳				
18	重度障がい者医療費受給資格証	受給者証をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。旧野尻町の方が現在お持ちの受給資格証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の受給資格証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい受給資格証をご使用ください。	須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
19	障がい児福祉手当・特別障がい者手当・経過的福祉手当	手当を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
20	特別児童扶養手当				
21	精神障害者保健福祉手帳	手帳等をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁福祉保健部 ほけん課 ☎ 23-0116
22	精神障害者自立支援医療受給者証				
23	母子健康手帳	手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
24	ひとり親家庭及び寡婦医療費受給資格者証	受給資格者証をお持ちの方	不要	小林市の方は住所変更の手続きは必要ありません。旧野尻町の方が現在お持ちの受給者証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の受給者証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい受給者証をご使用ください。	本庁子育て支援局 子育て支援課 ☎ 23-0111 須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132
25	乳幼児医療費受給資格者証				
26	児童手当	手当を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
27	児童扶養手当				
28	保育所への住所変更の手続き	児童の保護者等			
29	介護保険被保険者証	被保険者証等をお持ちの方	不要	小林市の方は住所変更の手続きは必要ありません。旧野尻町の方が現在お持ちの被保険者証・認定証・確認証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の被保険者証・認定証・確認証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい被保険者証・認定証・確認証をご使用ください。	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎ 23-1140 須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
30	介護保険負担限度額認定証				

項目		該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
31	介護保険特定負担限度額認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）	被保険者証等をお持ちの方	不要	小林市の方は住所変更の手続きは必要ありません。 旧野尻町の方が現在お持ちの被保険者証・認定証・確認証は、平成22年3月末日まで使えます。平成22年4月以降の被保険者証・認定証・確認証は、平成22年3月末日までに送付しますので、新しい被保険者証・認定証・確認証をご使用ください。	本庁福祉保健部 介護保険課 ☎ 23-1140  須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132  野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
32	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証（特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証）				
33	介護保険利用者負担額減額・免除等認定証				
34	社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認証（社会福祉法人等による利用者負担の軽減措置）	確認証をお持ちの方			
35	原動機付自転車（125cc以下のバイク）及び小型特殊自動車の標識（ナンバープレート）と交付証明書	標識の交付を受けている方	不要	小林市と旧野尻町の標識（ナンバープレート）はそのまま使用できます。	本庁財務部税務課 ☎ 23-0115  須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132  野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
36	飼い犬の鑑札	登録をしている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁福祉保健部 ほけん課 ☎ 23-116  須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132  野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
37	法人住民税に係る法人等の異動（変更）届出書	該当する法人	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁財務部税務課 ☎ 23-0115  須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132  野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
38	住民税に係る特別徴収義務者の所在地変更届出書	該当する法人及び個人			
39	税等の口座振替依頼	登録をしている方			

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先	
40	建設工事等競争入札参加者資格審査	資格を有している方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁財務部管財課 ☎ 23-0222
41	小・中学校への住所変更の手続き	児童・生徒の保護者等	不要	公立の小・中学校については、住所変更の手続きは必要ありません。ただし、私立学校等については、各学校へお問い合わせください。	本庁教育部学校教育課 ☎ 23-0424
42	騒音規制法に基づく特定施設の設置届出	届出をしている方	不要	合併時に変更手続きは必要ありません。	本庁市民部生活環境課 ☎ 23-8122
43	振動規制法に基づく特定施設の設置届出				
44	廃掃法に基づく一般廃棄物収集運搬業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	須木庁舎住民生活課 ☎ 48-3132
45	廃掃法に基づく一般廃棄物処分業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	野尻庁舎住民生活課 ☎ 44-1100
46	浄化槽法に基づく浄化槽清掃業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
47	道路法に基づく各種許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	本庁土木部建設課 ☎ 23-0311 須木庁舎地域整備課 ☎ 48-3131 野尻庁舎地域整備課 ☎ 44-1100



## ● 県関係の主な手続き

項目		該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
1	公益法人の定款又は寄附行為の変更	公益法人	要	それぞれの公益法人により、必要な手続き及び手続き方法が異なりますので、確認の上、必要な手続きを行ってください。	県庁各公益法人担当課 ☎ 0985-26-7111 (県庁窓口案内電話)
2	旅券(パスポート)	旅券をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。旅券(パスポート)の最終頁にある「所持人記入欄」の現住所をご自身で訂正してください。	県庁文化文教・国際課 旅券担当 ☎ 0985-26-7004 宮崎パスポートセンター ☎ 0985-26-7268 小林県税・総務事務所 ☎ 23-3194
3	社会福祉法人の定款変更届	社会福祉法人	要	事務所の所在地に関する事項の変更は届出が必要です。	県庁各法人所管課 ☎ 0985-26-7111 (県庁窓口案内電話)
4	社会福祉法人の定款変更認可申請			資産の所在地の変更については、変更認可申請が必要です。	
5	第二種社会福祉事業の開始等の届出	事業の経営者	要	事務所の住所変更届が必要です。	
6	医療法人の定款又は寄附行為の変更認可の申請	医療法人	不要	事務所の住所変更の手続きは必要ありません。	県庁医療業務課 医務担当 ☎ 0985-26-7055
7	医療法人が開設する病院・診療所の開設許可届出事項		不要	開設者の住所変更の手続きは必要ありません。	
8	病院・診療所許可指令書		不要	病院・診療所の住所変更の手続きは必要ありません。	
9	診療所・助産所開設届	不要	診療所・助産所の住所変更の手続きは必要ありません。		
10	施術所・歯科技工所開設届	不要	施術所・歯科技工所の住所変更の手続きは必要ありません。		
11	戦傷病者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁国保・援護課 援護恩給担当 ☎ 0985-26-7061
12	児童扶養手当	左記手当を受給されている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁子ども家庭課 家庭福祉担当 ☎ 0985-26-7570
13	母子寡婦福祉資金貸付金	左記資金の借受者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
14	身体障害者手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は合併後に手続きを行ってください。	県庁障害福祉課 地域生活支援担当 ☎ 0985-32-4468
15	療育手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。変更を希望される方は合併後に手続きを行ってください。	県庁障害福祉課 障がい児支援・管理担当 ☎ 0985-26-7068

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
16 特別児童扶養手当証書	左記手当の受給資格者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁障害福祉課 地域生活支援担当 ☎ 0985-32-4468
17 精神障害者保健福祉手帳	左記手帳をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	県庁障害福祉課 精神保健対策室 就労支援担当 ☎ 0985-32-4471
18 食品の営業許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁衛生管理課 食品衛生担当 ☎ 0985-26-7077
19 集団給食等の登録	登録を受けている方			
20 理容所、美容所、クリーニング所の開設届	届出をされた開設者	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	県庁衛生管理課 環境水道担当 ☎ 0985-26-7077
21 旅館業法、公衆浴場法、興行場法に基づく営業許可	許可を受けている方			
22 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物の届出	届出をされた方			
23 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事業の登録	登録を受けている方			
24 墓地・埋葬等に関する法律に基づく経営許可	許可を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	県庁健康増進課 疾病対策担当 ☎ 0985-26-7079
25 被爆者健康手帳	左記手帳等の交付を受けている方			
26 第一種・第二種健康診断受診者証				
27 原爆諸手当証書	左記証書の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。更新時に変更します。	県庁健康増進課 疾病対策担当 ☎ 0985-26-7079
28 被爆体験者医療受給者証	左記受給者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
29 特定疾患医療受給者証				
30 特定疾患登録者証	左記登録者証の交付を受けている方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。	
31 訪問介護利用者負担額減額認定証	左記認定証の交付を受けている方			
32 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定証				
33 未熟児養育医療の給付	医療券の交付を受けている方			
34 身体障害児育成医療の給付				

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
35	自動車保管場所証明	証明証の交付を受けている方	不要 住所変更の手続きは必要ありません。	県警察本部交通規制課 ☎ 0985-31-0110 内線 5184
36	自動車保管場所標章	標章の交付を受けている方		小林警察署 ☎ 23-0110
37	自動車運転免許証	市町村合併に伴う住所表示の変更が生じた免許証を保有している方	不要 免許証の本籍・住所の変更は必要ありません。 新しい本籍及び住所の変更につきましては、免許更新の際に順次行っていきます。 ただし、免許更新前に新しい本籍及び住所の変更を希望される方は免許センター及び各警察署で手続きができます。	県警察本部運転免許課 宮崎運転免許センター ☎ 0985-31-0110 内線 230 都城運転免許センター ☎ 0986-25-9999 延岡運転免許センター ☎ 0982-33-9999 小林警察署 ☎ 23-0110

## ●国関係の主な手続き

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先
1	不動産登記法に基づく土地・建物の所有者の住所	土地・建物の所有者	不要 住所変更の手続きは必要ありません(変更したものとみなされます。)が、変更を希望される方は登記申請が必要です。	
2	商業登記法に基づく会社・法人の本店・主たる事務所及び代表者の住所	会社・法人の代表者	不要 管轄内にある本店・主たる事務所の所在及び代表者の住所については、変更手続きは必要ありません。(法務局において修正します。) ただし、管轄外に本店等がある場合、代表者の住所等について変更手続きが必要です。詳しくは最寄りの法務局へお問い合わせください。	宮崎地方法務局 小林出張所 ☎ 23-3211
3	健康保険被保険者証	健康保険被保険者証をお持ちの方(健康保険被保険者及び被扶養者)	不要 住所等は合併時に変更処理を行います。被保険者証を新たに作成交付する予定です。	
4	健康保険高齢受給者証	健康保険高齢受給者証をお持ちの方	不要 住所変更の手続きは必要ありません。健康保険高齢受給者証の住所はご自身で訂正してください。	全国健康保険協会 宮崎支部 ☎ 0985-35-5364
5	健康保険特定疾病療養受給者証	健康保険特定疾病療養受給者証所持者	不要 住所変更の手続きは必要ありません。健康保険特定疾病療養受給者証の住所はご自身で訂正してください。	
6	国民年金・厚生年金保険年金手帳	年金手帳をお持ちの方	不要 住所変更の手続きは必要ありません。年金手帳の住所はご自身で訂正してください。	都城社会保険事務所 ☎ 0986-23-2571

項目	該当する人	手続	手続きの方法	お問い合わせ先	
7	国民年金・厚生年金保険年金証書	左記年金保険年金を受給されている方	不要	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。住所等は更新時に変更します。	都城社会保険事務所 ☎ 0986-23-2571
8	老齢福祉年金証書	左記年金を受給されている方	不要	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。	都城社会保険事務所 ☎ 0986-23-2571
9	自動車検査証	車をお持ちの方	不要	合併時に住所変更の手続きは必要ありません。なお、住所変更を行わないと、車検証・証明書は旧住所での表示になります。 ※名義変更、抹消登録の場合、合併後に市が発行する「合併証明書」等の添付が必要となる場合がありますのでお問い合わせください。	九州運輸局宮崎運輸支局登録部門 (ヘルプデスク) ☎ 050-5540-2088
10	小型船舶操縦士免許	左記免許をお持ちの方	不要	住所変更の手続きは必要ありません。住所変更の手続きは免許更新時に行いますが、免許更新前に変更を希望される方は通常の訂正申請で行えます。	九州運輸局宮崎運輸支局船員担当 ☎ 0985-63-2513
11	船員手帳	左記手帳をお持ちの方	要	本籍の訂正申請が必要です(手数料不要)。必要書類は、戸籍抄本か合併に伴い市が臨時に証明した書類で、本籍が確認できるもの。	
12	裁判所の各種手続き(訴訟、調停、破産再生、審判、競売等)	各種手続きの関係者(原告、被告、申立人、相手方等)	要	市が発行する住所表示変更の証明書等を添付して、住所表示変更の届出書を提出して下さい	宮崎地方裁判所民事部 ☎ 0985-23-2261 各家庭裁判所 各簡易裁判所

※主なものを掲載しています。その他のものについては、所管事務所に直接ご確認ください。

## ■「住所表示の変更証明書」を必要とするとき

合併に伴う「住所表示の変更証明書」(無料)を必要とする方は、平成22年3月23日から下記の窓口で発行します。なお、官公署関係以外(例えば生命保険など)でも証明が必要になる場合もありますので、加入中の保険会社などにお問い合わせください。

- 【受付窓口】 ●本 庁 市民部市民課 ☎23-1112  
 ●須木庁舎 住民生活課 ☎48-3132  
 ●野尻庁舎 住民生活課 ☎44-1100

《見本》

<b>住所表示変更証明書</b>	
合併に伴い、平成22年3月23日から、下記のように変更したことを証明します。	
○市町村の廃置分合(地方自治法第7条第1項関係)	
変更前	変更後
宮崎県西諸県郡野尻町	宮崎県小林市野尻町
※大字より後の住所及び地番の変更はありません。	
平成 年 月 日	
小林市長 ○○○○	